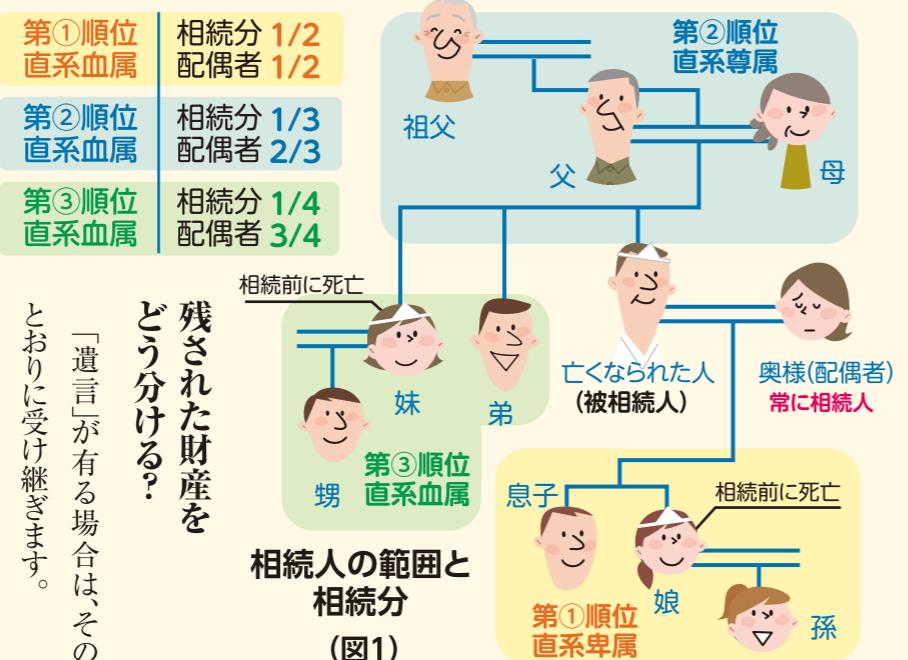


連載 元気な今だから考える Vol.10

争続しない相続のススメ

岡山ひかり法律事務所の
遺留分について

岡山分かれ去津事務所



人が亡くなつたとき、その人（被相続人）の財産や権利義務などを子や配偶者など（相続人）が受け継ぐことを「相続」といいます。誰が相続人となるかは民法で定められ

「遺言」が有る場合は、そのとおりに受け継ぎます。

「遺言」が無い場合は、法定相続分を元に、共同相続人の全員の話し合いによる合意に基づいて財産を分けるのが一般的な方法です。

「遺言」が無い場合は、法定相続分を元に、共同相続人の全員の話し合いによる合意に基づいて財産を分けるのが一般的な方法です。

遺留分とは

本来、人は自己の財産を自由に処分できます。しかし、たとえば「赤の他人に全財産を与える」などという遺言が許

被相続人の子なら法定相続分の2分の1を取り戻すことができます。しかしこれは、権利であり「遺留分減殺請求」という法的手続きを経て初めてその権利が行使できるという制度。この減殺請求権は、相続の開始と減殺すべき贈与または遺贈があつたことを知った時から1年を経過すると時効で消滅します。(知らない場合、

されると、被相続人とともに暮らしき生きてきた家族は困つてしまします。また兄弟二人が残され、仮に「兄がすべての財産を引き継ぐこと」という遺言があつても、現在の民法では相続財産の一定割合を一定の相続人に確保する「遺留分」が認められています。(二)でいう「定の相続人」とは兄弟姉妹以外で相続人となる方。配偶者と、①子（または代襲相続人）②直系尊属のいづれかが順に遺留分権利を認められます。

ていて、これが「法定相続人」です。親・子・兄弟姉妹・孫など、法定相続人となるわけではなく、(図1)順位により高位の方などが相続人となります。

遺留分減殺請求で
よくある「困った！」

- 遺言が極端に偏った配分に
- 不利な遺言書が出てきた
- 相手が遺産を
- 隠している可能性が高い
- 前妻の子どもには
相続権がないと言われた
- 相手が提示する
価格があやしい

相続開始から10年で時効)。遺留分請求は、通常内容証明段階でおこなうため、裁判をする必要はありませんが、折衷合意が付かないと訴訟か調停で決着になる」とも。

「遺言」をどう書くかなどは自由ですが、多くの方は遺留分という権利自体を御存じないかも。遺贈や贈与するご本人は良かれと思って残した「遺言」でも、注意をしておけば相続発生時に残された方々がトラブルに巻き込まれる可能性があります。遺留分割合もよく考慮しつつ自らのエンディングを考える必要があります。

(配偶者相続人がいるとき、配偶者とともに相続)。

に死亡していた場合、その子（被相続人の孫）が親に代わつて第一順位の血族相続人となります。これを「代襲相続」といいます。

遺影写真を撮ります
無料の訪問写真スタジオ
慣れ親しんだ家の撮影、思い出の場所での撮影など、要望にお応えしながら皆様の「自然な笑顔」を残します。

シニアフォト

サービスセンター

〈お問い合わせ電話番号〉

岡山市南区彦崎2108-1-
086・362・7025



日曜日 開催！

11月 16日

終活 基礎講座1

参加者募集中！

NaViカブコ終活セミナー

お悩み解決！各専門家の無料相談付き

「遺言を考える」書いてみよう、簡単「遺言書
節税を考える」小さな対策で大きな節税
「葬儀を考える」今さら聞けない葬儀のマナ

参加無料

定員100名

参加者募集中！
参加無料

10

終活 PR